

施設の維持管理計画書

(最終処分場 No.1/3)

1 埋立地の外に産業廃棄物が飛散し、および流出しないように必要な措置を講ずること。

処分場の外に産業廃棄物が飛散および流出しないように処分場の全周囲に高さ1.8m～2.0mの囲いを設ける。

係員が定期的に巡回して産業廃棄物の飛散および流出がないことを確認する。

また、出入口は1ヶ所とし、門扉を設けて作業終了後および作業員不在時には閉鎖して施錠する。

2 最終処分場の外に悪臭が発生しないよう必要に応じて消臭剤の散布、その他必要な措置を講ずること。

係員が最終処分場の外周を巡回し悪臭の発散がないことを確認する。

悪臭の発散を感じた場合は、消臭剤の散布等その他必要な措置を講ずる。

3 火災の発生を防止するために、消火設備の設置等必要な措置を講ずるとともに、点検整備を行うこと。また、管理事務所等を除き、原則として火気の使用は行わないこと。

管理事務所等を除き原則として、火気の使用は行わない。

また、訓示や注意書きの掲示により、従業員に火災発生防止の意識付けを行う。

消火器の設置等によって、初期消火が素早く行える環境を整え、常に点検整備を行う。

4 ネズミが生息し、および蚊、ハエその他の害虫が発生しないようおに薬剤の散布その他必要な措置を講ずること。

処分場内の衛生管理に努め、ネズミ、蚊、ハエ、その他の害虫が発生しにくい環境を構築し、必要な場合には薬剤の散布その他措置を講じる。

5 周囲の囲いが破損した場合は、速やかに補修することとし、作業終了後または作業員が不在のときは、出入口を閉鎖し施錠すること。

係員が処分場の周囲を、定期的に巡回して囲いの状況を確認し、破壊箇所を見つける場合は、速やかに補修する。

作業終了後の、午後5時以降から翌朝午前8時まで、および日曜・祝日等の休業日には出入口（正門）を閉鎖する。

6 立札等は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合は、速やかに書換えその他必要な措置を講ずること。また、立札等が破損した場合は、速やかに補修すること。

係員が、処分場内を巡回し、立札等の状態を確認し、常に見やすい状態にしておく。

表示すべき事項に変更が生じた場合は、速やかに書換えを行うなどの必要な措置を講じる。また、立札等が破損した場合は、速やかに補修する。

7 埋立区域を表示する区域杭は、常に明確しておくこと。

係員が巡回する際には、埋立区域を表示する区域杭が明確に目視できるか確認する。必要な場合には、周囲の草刈りを実施するなど、適切な措置を講じる。

施設の維持管理計画書

(最終処分場 No.2/3)

- 8 運搬車両及び埋め立て作業に使用する機械等の使用により、周辺の生活環境に支障を及ぼすことのないよう必要な措置を講ずること。

産業廃棄物の受け入れおよび、埋立作業は昼間に行う。また、搬入車両等が周辺道路に、路上駐車することがないよう注意すること等の措置を講じ、周辺の生活環境に支障を及ぼすことがないように努める。

- 9 開渠その他の設備の機能を維持するため、開渠等に堆積した土砂の除去等の措置を講じること。

係員が巡回し、開渠等の状況を確認し、正常に機能していることを確認する。
支障がある場合には、開渠等に堆積した土砂の除去等の措置を講じる。

- 10 擁壁、堰堤その他の設備を月1回以上点検し、これらの設備が破損するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。

係員が日常巡回する際に、擁壁、堰堤その他の設備に異常がないことを確認する。
月に1回は、係員2名で擁壁、堰堤その他の備を詳細に点検し異常がないことを確認する。
これらの設備が、破損するおそれがあると認められたときは、速やかに破損を防止する措置を講じる。

- 11 法面の保護のため、芝等を植栽し、施肥等の管理を行うこと。また、法面の小段排水溝および縦排水溝が設置されている場合は、適切に排水されるよう必要な措置を講じること。

法面の保護を保つため、芝等の植栽をしているので、生育状態を管理して施肥等により良好な状態を保つ。また、法面の小段排水溝および縦排水溝が適切に排水されるように必要な措置を講じる。

- 12 中間覆土が支障なく行えるよう、産業廃棄物の搬入を計画的に行うとともに、中間覆土に必要な土量は常に確保しておくこと。

埋立地の中間覆土が、支障なく行えるよう産業廃棄物の搬入は計画的に行う。
中間覆土に必要な土量は、常に確保しておく。

- 13 最終処分場までの使用道路の安全確保、清潔保持に努めるとともに、必要に応じて補修を行うこと。

搬入業者および搬入車両のドライバー等、道路を使用するものに対して注意喚起して、最終処分場までの使用道路の安全確保、清潔保持に努める。
必要に応じて補修を行う。

- 14 搬入された産業廃棄物は、原則としてその日のうちに埋め立て処分を行うこと。
搬入された産業廃棄物は、原則としてその日のうちに埋め立て処分を行う。

施設の維持管理計画書

(最終処分場 No.3/3)

- 15 埋立地に埋め立てられた廃棄物の種類、数量及び処分場までの維持管理に当たって行なった点検、検査その他の措置の記録を作成し、当該処分場を廃止するまでの間保存すること。また、受入または処分年月日、受入先ごとの受入量および処分方法ごとの処分量を記載した帳簿を事業場ごとに備え、毎月末までに記載を終了するとともに、1年ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間事業所ごとに保存する。なお、これらの書類等は、管理事務所に常に備えておくこと。

埋立地に埋め立てた廃棄物の種類・数量および、処分場の維持管理に当たって行った点検・検査その他の措置の記録を作成し、この処分場を廃止するまでの間保存する。

受入年月日、受入先ごとの受入量および処分方法ごとの処分量を記載した帳簿を備え、毎月末までに記載を終了させ、1年ごとに閉鎖して閉鎖後5年間保存する。

上記の書類等は、管理事務所等に常に備えておく。

- 16 産業廃棄物を荷降ろしする前に、取り扱える品目であるかを確認し、取り扱える品目以外の産業廃棄物が混入していた場合には、荷降ろしを中止し、場内から速やかに除去すること。

産業廃棄物を荷降ろしする前に、取り扱える品目であるかを確認する。

取り扱える品目以外の産業廃棄物が混入している場合は、荷降ろしを中止して場内から速やかに除去する。

- 17 時間を定めて作業を行うこととし、原則として作業時間外には、埋立作業、車両の出入り等は行わないこと。

作業終了後の、午後5時以降から翌朝午前8時まで、および日曜・祝日等の休日には出入口（正門）を閉鎖する。

また、出入口は1ヶ所とし、門扉を設けて作業終了後および作業員不在時には閉鎖して施錠する。

- 18 事故の発生を防止するため、巡回監視及び保守点検を実施するとともに、台風、大雨等の際には、必要な措置を講じ、事故の未然防止に努めること。

事故の発生を防止するため。巡回監視および保守点検を実施する。

台風、大雨等の際には、必要な措置を講じ、事故の未然防止に努める。